

通達甲（交. 免本. 管）第 21 号

平成 10 年 9 月 28 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

高齢者講習実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、高齢者講習実施要綱を制定し、平成 10 年 10 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の一部が改正され、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者に対する講習（以下「高齢者講習」という。）の受講が義務化されることに伴い、新たに要綱を制定し、講習業務の円滑かつ適正な推進を図ろうとするものである。

第 2 制定の要点

- 1 高齢者講習の計画責任者を運転免許本部免許管理課長、審査等責任者を運転免許本部教習所課長とした。
- 2 指導員の資格及び要件を定めた。
- 3 高齢者講習の内容及び実施方法を定めた。

別添

高齢者講習実施要綱

第 1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する自動車運転免許証（以下「免許証」という。）の更新期間が満了する日（法第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。以下同じ。）における年齢が 70 歳以上の者、特定

失効者若しくは特定取消処分者で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者又は法第101条の7の5項の規定による通知を受けた者に対する自動車等の運転に関する講習（以下「講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 講習実施者 運転免許本部長（以下「免許本部長」という。）、島部警察署長及び東京都公安委員会から講習の委託を受けた者（以下「委託講習者」という。）をいう。
- 2 座学講習 教本及び視聴覚教材を用い、道路交通の現状と交通事故の実態、運転者の心構えと義務、安全運転の知識等について行う講義式の講習をいう。
- 3 実車講習 自動車等の運転について必要な適性について、運転適性検査器材、自動車等を使用して行う実技講習をいう。
- 4 特定失効者 免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、次に掲げるものをいう。
 - (1) 運転免許（以下「免許」という。）の効力が失われた日から起算して6か月を経過しない者
 - (2) 海外旅行、災害その他令で定めるやむを得ない理由のため、前(1)の期間内に運転免許試験を受けることができなかった者であって、免許の効力を失った日から起算して3年を経過せず、当該事情がやんだ日から起算して1か月を経過しないもの
 - (3) 道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の公布日（平成13年6月20日）前に海外旅行、災害、病気等の理由のため、前記(1)の期間内に運転免許試験を受けることができなかった者であって、当該事情がやんだ日から起算して1か月を経過しないもの
- 5 特定取消処分者 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症であること若しくは目が見えないこと又は令第38条の2に規定する病気等に該当することを理由として免許の取消しを受けた者でその者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないもの（当該取消しを受けた日前の直近において、法第117条の

4 第 2 号に規定する行為を行った者及び令第 3 4 条の 3 第 4 項各号に規定する者を除く。)をいう。

第 4 講習の実施体制

免許本部長は、講習業務の適正な運営を図るため、運転免許本部運転者教育課長を講習計画責任者として、次の事務を行わせるものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 講習用教材の開発及び講習内容の改善に関すること。
- 3 講習実施結果の総括に関すること。
- 4 委託講習者の審査及び指導監督に関すること。
- 5 その他講習業務の適正な運用に関すること。

第 5 講習指導員の資格及び要件

講習における指導に従事する者（以下「講習指導員」という。）の資格及び要件は、次のとおりとする。

- 1 免許本部長又は島部警察署長が適任と認めた警察職員若しくは運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）に定める者であること。
- 2 平成 2 1 年 6 月 1 日以前に講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成 2 1 年 6 月 1 日以前に行われたものを含む。))を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号。以下「改正法」という。）の施行に伴う補充講習を受けていること。平成 2 1 年 6 月 2 日以降に講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前の講習指導員であったものについては、改正法の施行に伴う補充講習を受けていること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号の運転適性指導をいう。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して 2 年を経過していない者
 - (2) 法第 1 1 7 条の 2 の 2 第 1 1 号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者
 - (3) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 2 5 年法律第 8 6 号）第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪（前（2）に規定する罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受ける

ことがなくなった日から起算して2年を経過していない者

第6 講習通知書の送付

- 1 免許本部長は、講習該当者に対し、法第101条の4第3項に規定されている書面（以下「講習通知書」という。）を送付するものとする。
- 2 講習通知書は、再送付しないものとする。

第7 講習の受講期間

講習は、免許証の更新期間が満了する日前6か月以内に受講させるものとする。ただし、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習は、免許申請書を提出する日前1年以内に受講させるものとする。

第8 講習の受講手続

受講申請の受理は、東京都道路交通規則別記様式第16の6の3に規定する受講申請書の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。この場合、講習手数料の取扱いは、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）及び東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の定めるところにより、その適正を期するものとする。

第9 講習の内容及び実施方法

講習実施者は、次により講習を実施するものとする。

1 講習施設

所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、更新時講習と比較して極めて不便となることのないよう必要な配慮をすること。

また、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をすること。

2 講習用教材

規則第38条第12号第2号に定める教材について、次のように整備すること。

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、高齢者講習にふさわしい教本及び交通実態に関する資料並びに危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等とすること。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備する

こと。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものにすること。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）ができる所要の運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

- ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

(4) 録画装置

実車による指導の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

(5) 映像再生機材

映像を用いた指導が実施できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

3 講習の実施区分

講習は、規則第38条第12項第2号の表の1の項の第1欄及び同表の2の項第1欄に定める講習（以下「高齢者2時間講習」という。）、同表の3の項第1欄に定める講習（以下「高齢者3時間講習」という。）及び同表の4の項第1欄に定める講習（以下「臨時講習」という。）に区分して行う。

4 講習日及び講習時間

(1) 講習日

講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配慮すること。

特に、臨時講習については、規則第29条の2の5第2項に規定する「臨時高齢者講習通知書」の通知を受けてから1か月を超えることとなるまでに受けなければならないことから、速やかな受講が可能となるよう配慮すること。

(2) 講習時間

講習時間は、高齢者2時間講習にあつては2時間（小型特殊免許のみを受けている

者（以下「小特のみ保有者」という。）は1時間）、高齢者3時間講習にあつては3時間（小特のみ保有者は2時間）、臨時講習については2時間（小特のみ保有者は1時間）とすること。

5 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、免許の種類に応じ四輪車又は二輪車ごとに1グループ3人以内とすること。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1グループにつき講習指導員1人が担当すること。

なお、双方向型講義については、講習指導員1人で6人まで担当することができるものとする。

6 講習の方法

講習科目、講習方法、講習時間等は、それぞれ別表第1「講習科目及び時間割等に関する細目（高齢者2時間講習）」、別表第2「講習の講習科目及び時間割等に関する細目（高齢者3時間講習）」、別表第3「講習科目及び時間割等に関する細目（臨時講習）」のとおりとし、次の事項に配慮して実施すること。

(1) 双方向型講義

双方向型講義においては、講習指導員が主体となって講義を進めつつ、安全運転、危険予測等に関する質問及び講義内容の修得に関する確認を行うなど、受講者の理解度及び認知機能の状況に応じ、講義内容が受講者に浸透するような指導に配慮すること。

また、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うこと。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 指導方法

検査を行い、検査結果に応じた指導を行うこと。

なお、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めること。

イ 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるよう保存に努めること。

(3) 実車による指導

ア 実施対象

実車による指導は、小特のみ保有者以外に対して実施すること。

イ 実車による指導の場所

コースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行うこと。

ウ 使用車両

(7) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。

a 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

b 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

c 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

d 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。

e 大型特殊免許を保有する者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。

f 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。

(4) 講習用車両について、日常使用している種類のを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択することができるものとする。

(5) 受講者の四輪車両の持込みについては、グループ指導であることから原則として認めないこと。ただし、受講者からの申出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合を除く。

また、二輪車両の持ち込みについては、これを認めることができる。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ了知させること。

- (エ) 講習用車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

エ 実施方法

- (ア) 実車による指導は、別に定める「高齢者講習における実車指導要領」に基づき実施し、受講者個人ごとに運転行動診断票を作成し、これにより指導すること。
- (イ) 録画装置等を使用し、実車による指導の状況を記録すること。

オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調、技能、降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。

(4) 個人指導等

ア 個人指導

高齢者3時間講習及び臨時講習においては、個人指導を講習の最後（映像教養を除く。）に実施し、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況、運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施すること。

イ 映像教養

加齢による身体機能の変化、危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施すること。

(5) 75歳以上の受講者に対する留意事項

ア 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

更新期間が満了する日等における年齢が75歳以上の者（以下「75歳以上の受講者」という。）に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主として実車による指導及び個人指導において、これらが行われるが、双方向型講義その他の講習方法においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めること。

特に、小特のみ保有者に対しては、実車による指導がないことから、個人指導において指導すること。

イ 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の2第4項により、講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果について守秘義務を負っており、講習において、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

特に、実車による指導では、指導内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮すること。

7 受講者の確認及び終了証明書等

(1) 受講者の確認

受講に際しては、講習通知書、免許証等により受講者であることを確認するとともに、75歳以上の受講者については、認知機能検査の結果の通知書等により、認知機能検査を受けていることを確認すること。

(2) 講習終了証明書の交付

講習実施者は、講習を終了した者に対しては、規則別記様式第22の10の7に定める「高齢者講習終了証明書」（以下「終了証明書」という。）を交付するとともに、更新時の講習を終了した者に対して終了証明書を交付する際に更新申請書又は免許申請書に終了証明書を添付しなければならないことを教示すること。

なお、終了証明書の副本を作成し、保管しておくとともに、別記様式第1の「高齢者講習終了証明書交付（受払）簿」に記載し、その交付状況を明らかにしておくこと。

第10 受講免除者

次の者は、講習を免除するものとする。

- 1 免許証の更新期間が満了する日前6か月以内に、法第108条の2第2項に規定する講習で、国家公安委員会規則の定める基準に適合するものを終了し、「特定任意高齢者講習終了証明書」の交付を受けた者
- 2 免許証の更新期間が満了する日前6か月以内に、法第108条の32の2第1項の認定による国家公安委員会規則の定める基準に適合する運転免許取得者教育の課程を終了し、「運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書」の交付を受けた者

第11 講習実施結果の報告及び登録

1 報告及び登録の対象

75歳以上の受講者に係る更新時の講習及び臨時講習とする。

2 講習の実施結果の報告

- (1) 免許本部長は、委託講習者に、講習終了の都度速やかに、講習の実施結果を別記様

式第1の2「高齢者講習受講者報告書」により、免許本部長又は府中運転免許試験場長、鮫洲運転免許試験場長若しくは江東運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）に報告させるものとする。

また、別記様式第2の「高齢者講習実施結果報告書」、別記様式第3の「高齢者講習（特定失効者）実施結果報告書」又は別記様式第4の「高齢者講習（特定取消処分者）実施結果報告書」により、毎月の講習の実施結果について報告を求め、講習の実施状況を明らかにしておくものとする。

- (2) 島部警察署長は、講習終了の都度速やかに別記様式第1の2の2の「高齢者講習受講者通知書」により実施結果を免許本部長（運転者教育課経由）に通知するものとする。

また、別記様式第5の「高齢者講習実施結果通知書」、別記様式第6の「高齢者講習（特定失効者）実施結果通知書」又は別記様式第7の「高齢者講習（特定取消処分者）実施結果通知書」により、毎月の講習の実施結果を通知するものとする。

3 講習の実施結果の登録

免許本部長又は試験場長は、講習を実施し、又は講習の実施結果の報告を受けたときは、運転者管理システムにより確実に登録すること。

第12 その他

1 講習実施者は、次の点に配慮するものとする。

- (1) 受講者の緊張感を和らげる配慮

受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情に配慮した対応に努めること。

特に、実車による指導及び運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験特有の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないように配慮すること。

- (2) 事故防止

受講者の中には、身体的機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいたりすることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよ

うに、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

なお、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

2 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後における運転適性の変化、交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化及びその活用に努めること。

別表第1

講習科目及び時間割等に関する細目（高齢者2時間講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
	(2) 交通事故の特徴		○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。	
	(3) 申請取消制度及び各種支援制度		○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	
	(2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用		○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 また、加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明し、認識させる。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(5) 負傷者の救護措置		○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。	
	(3) 危険予測、回避方法等		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分
講習時間合計 (小特のみの保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第2

講習科目及び時間割等に関する細目（高齢者3時間講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状及び交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度及び各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事件事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度及び実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構え及び義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用に関し、その必要性及び効果について、事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 また、加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明し、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づき指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段及び東京都の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	30分
	(2) 危険予測、回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事件事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。	
講習時間合計 (小特のみの保有者は、1から4まで及び6を受講し、講習時間は120分とする。)				180分

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第3

講習科目及び時間割等に関する細目（臨時講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 	
2 総合的な安全指導	運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は1人当たり、30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故及び違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段及び東京都の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	30分
(2) 危険予測、回避方法等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。			
講習時間合計 (小特のみの保有者は、2のみの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

注 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別記様式第2

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

(委託講習者)

高齢者講習実施結果報告書 (月分)

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数														備 考	
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他			計			
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間		臨時
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注1 発行者は、委託講習者の名称を記載すること。
 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
 4 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

(委託講習者)

高齢者講習（特定失効者）実施結果報告書（ 月分）

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数														備 考	
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他			計			
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間		臨時
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注1 発行者は、委託講習者の名称を記載すること。
 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
 4 記載欄は、実施日数又は受講者数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

(委託講習者)

高齢者講習（特定取消処分者）実施結果報告書（ 月分）

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数														備 考	
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他			計			
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間		臨時
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注1 発行者は、委託講習者の名称を記載すること。
 2 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 3 ()内は、女性の内数を計上すること。
 4 記載欄は、実施日数又は受講者数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5

通知（ ）第 号

年 月 日

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

高齢者講習実施結果通知書（ 月分）

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数															備 考
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他			計			
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
実施回数																	
受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 2 ()内は、女性の内数を計上すること。
 3 記載欄は、実施日数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

高齢者講習（特定失効者）実施結果通知書（ 月分）

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数												備 考			
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他				計		
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時		2時間	3時間	臨時
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注 1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 2 () 内は、女性の内数を計上すること。
 3 記載欄は、実施日数又は受講者数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

運 転 免 許 本 部 長 殿

警察署長

高齢者講習（特定取消処分者）実施結果通知書（ 月分）

実施 月日	車両別 講習区分	講 習 別 受 講 者 数															備 考
		四 輪			二 輪			原 付			そ の 他			計			
		2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	2時間	3時間	臨時	
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	実施回数																
	受講者数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- 注1 実施回数欄は、その日に実施した回数を記入すること。
 2 ()内は、女性の内数を計上すること。
 3 記載欄は、実施日数又は受講者数に応じて適宜増減することができる。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。